平成17年(行ケ)第10288号 審決取消請求事件 平成17年5月10日口頭弁論終結

判 決

原告 ザウラー ゲゼルシャフト ミット ベシュレンクテル ハフツング ウント コンパニー コマンディートゲゼルシャフト

(審決の表示) ノイマーク ゲゼルシャフト ミット ベシュレンクテル ハフツング ウント コンパニー コマンディートゲゼルシャフト

訴訟代理人弁護士 加藤義明, 三留和剛, 木村育代, 久野琢也

被 告 TSTM株式会社

訴訟代理人弁理士 三中英治,三中菊枝

主 文

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は、原告の負担とする。

この判決に対する上告及び上告受理申立てのための付加期間を30日と定める。

事実及び理由

第1 原告の求めた裁判

「特許庁が無効2002-35319号事件について平成15年8月15日にした審決を取り消す。」との判決。

第2 事案の概要

本判決においては、書証等を引用する場合を含め、公用文の用字用語例に従って 表記を変えた部分がある。

本件は、本件第1ないし第5特許(後記)について、被告が無効審判請求をしたところ、特許庁がいずれの特許権をも無効とするとの審決をしたため、原告がその取消しを求めた事案である。

1 特許庁における手続の経緯

(1) 本件特許(甲2)

特許権者:原告(原告は、ノイマーク ゲゼルシャフト ミット ベシュレンクテル ハフツング ウント コンパニー コマンディートゲゼルシャフト (審判時の被請求人)から審判後に合併等により本件特許権を承継した。)

発明の名称:「ワインダ」

特許出願日:平成7年7月8日(特願平8-504664号, パリ条約による優先権主張1994年7月15日, ドイツ連邦共和国)

設定登録日:平成10年4月17日

特許番号:第2771333号

(2) 本件手続

審判請求日:平成14年7月30日(無効2002-35319号)

訂正請求日:平成14年11月21日(全文訂正明細書(甲3)を以下「本件明細書」という。)

審決日:平成15年8月15日

審決の結論:「訂正を認める。特許第2771333号の請求項1ないし5に係る発明についての特許を無効とする。」

審決謄本送達日: 平成15年8月27日(原告に対し。出訴期間として90日付加。)

2 本件発明の要旨(下線部は訂正部分。以下、請求項番号に対応して、それぞれの発明を「第1発明」などという。)

「1. パッケージ管(2)用の緊締装置(1)とトラバース装置(4)と、前記の緊締装置(1)とトラバース装置(4)との間に配置されている接触ローラ(6)とからそれぞれなる少なくとも3つの巻成部(A,B)を備え、しかも

前記トラバース装置(4)が、伝動装置によって連結された2つの互いに逆向きに駆動可能なロータ(7,8)を備え、

前記の両ロータ(7,8)が、プロペラ状に配置された少なくとも2枚の羽

根(13, 14: 13A, 14A: 13B, 14B) をそれぞれ有し、かつ、前記の一方のロータ(7)の羽

根(13, 13A, 13B)が下位回転平面(15, 15A, 15B)内で回転し、また他方のロータ(8)の羽根(14, 14A, 14B)が、前記下位回転平面より上方に短い間隔 d をおいて位置している

上位回転平面(16,16A,16B) 内で回転し,

トラバース運動の両反転点(29,30)間に間隔日が存在し,

トラバース運動三角形の平面が反転点(29,30)において、前記回転平

面(15,16:15A,16A:15A,16B) に対して角度αを形成しており、かつ

隣り合った巻成部 (A,B) の前記ロータ(7,8)の回転円が互いに交差している形式

ワインダにおいて

巻成部(A,B)における両回転平面(15A,16A,15B,16B)とトラバース運動三角形の平 面との交線が、下位のロータ(7)の羽根(13A, 13B)が両反転点(30, 29)間を運動する方 向(28)で、同一方向及び同一角度βで上り勾配を成し、前記角度が次の関係式:

 $0 < \beta < 2$ arctan $(d / H \cdot \sin \alpha)$

を満たし

回転平面(15A,16A)の交線が隣接した他方の巻成部(B)の方へ向かって上り勾配を 成すところの, 一方の巻成部(A)の下位回転平面(15A)が, 前記他方の巻成部(B)の回 転平面(15B, 16B)間に位置し、かつ前記他方の巻成部(B)の上位回転平面(16B)が、 方の巻成部(A)の回転平面(15A,16A)間に位置しており,かつ回転平 面(16A, 16B, 15A, 15Bの順序で)が、全ての羽根(13A, 14A, 13B, 14B)を互いに独立して 回転させ得るような間隔をおいて配置されていることを特徴とする、ワインダ。 2. 各巻成部(A, B)で回転平面(15A, 16A; 15B, 16B)間に直定規部材(17A, 17B)が配置さ れており、かつ両側で、回転円の範囲外で機械架台に固定された接合板(33)を有し ている,請求項1記載のワインダ。

3. 個々の巻成部(A,B)が、別個の駆動装置を装備している、請求項1又は2記載の ワインダ。

4. パッケージ管(2)用の緊締装置(1)とトラバース装置(4)と, 前記の緊締装置(1) とトラバース装置(4)との間に配置されている接触ローラ(6)とからそれぞれなる少 なくとも3つの巻成部(C, D)を備え、しかも前記トラバース装置(4)が、伝動装置に よって連結された2つの互いに逆向きに駆動可能なロータ(7,8)を備え

前記の両ロータ(7,8)が、プロペラ状に配置された少なくとも2枚の羽

根(13, 14: 130, 140: 130, 140) をそれぞれ有し、かつ、前記の一方のロータ(7)の羽 根 (13, 130, 13D) が下位回転平面 (15, 15C, 15D) 内で回転し、また他方のロータ (8) の羽 根(14,140,14D)が,前記下位回転平面より上方に短い間隔dをおいて位置している 上位回転平面(16, 16C, 16D)内で回転し

トラバース運動の両反転点(29,30)間に間隔Hが存在し,

トラバース運動三角形の平面が反転点(29,30)において,

面(15,16;15C,16C;15D,16D)に対して角度αを形成しており、かつ

隣り合った巻成部(C,D)の前記ロータ(7,8)の回転円が互いに交差している形式の ワインダにおいて,

巻成部(C, D)における両回転平面(15C, 16C, 15D, 16D)とトラバース運動三角形の平 面との交線が、下位のロータ(7)の羽根(13C, 13D)が両反転点(30, 29)間を運動する方 向(28)で、同一方向及び同一角度βで上り勾配を成し、前記角度が次の関係式: $0 < \beta < 2$ arctan $(d/H \cdot \sin \alpha)$

を満たし

回転平面(15C,16C)の交線が隣接した他方の巻成部(D)の方へ向かって上り勾配を 成すところの, 一方の巻成部(C)の下位回転平面(15C)の羽根(13C)が, 前記他方の巻 成部(D)の上位回転平面(16D)の羽根(14D)と噛み合っていることを特徴とする、ワイ

5. パッケージ管(2)用の緊締装置(1)とトラバース装置(4)と、前記の緊締装置(1) とトラバース装置(4)との間に配置されている接触ローラ(6)とからそれぞれなる少 なくとも<u>3</u>つの巻成部(E, F) を備え、しかも

前記トラバース装置(4)が,伝動装置によって連結された2つの互いに逆向きに駆

動可能なロータ (7,8) を備え、 前記の両ロータ (7,8)が、プロペラ状に配置された少なくとも2枚の羽根 (13,14;13E,14E;13F,14F) をそれぞれ有し、かつ、前記の一方のロータ (7)の羽根 (13,13E,13F) が下位回転平面 (15,15E,15F) 内で回転し、また他方のロータ (8) の羽根 (13,13E,13F) が下位回転平面 (15,15E,15F) 内で回転し、また他方のロータ (8) の羽 根(14,14E,14F)が,前記下位回転平面より上方に短い間隔 d をおいて位置している 上位回転平面(16, 16E, 16F)内で回転し

トラバース運動の両反転点(29,30)間に間隔日が存在し,

トラバース運動三角形の平面が反転点(29,30)において、前記回転平

面(15,16:15E,16E:15F,16F)に対して角度αを形成しており、かつ 隣り合った巻成部(E,F)の前記ロータ(7,8)の回転円が互いに交差している形式の ワインダにおいて,

全ての巻成部 (E, F) における両回転平面 (15E, 16E, 15F, 16F) とトラバース運動三角形の平面との交線が、下位のロータ (7) の羽根 (13E, 13F) が両反転点 (30, 29) 間を運動する方向 (28) で、同一方向及び同一角度 β で上り勾配を成し、前記角度が次の関係式:

$0 < \beta < 2$ arctan $(d/H \cdot \sin \alpha)$

を満たし

回転平面(15E,16E)の交線が隣接した他方の巻成部(F)の方へ向かって上り勾配を成すところの,一方の巻成部(E)の下位回転平面(15E)が,前記他方の巻成部(F)の上位回転平面(16F)よりも上方に位置し,かつ

回転平面(15E, 16F)が、該回転平面内で回転する羽根(13E, 14F)を互いに独立して回転させ得るような間隔をおいて配置されていることを特徴とする、ワインダ。」

3 審決(甲1)の要旨

請求人は、第1ないし5発明に係る特許を無効にする旨の審判を求めたところ、審決は、本件訂正を認めた上、第1ないし5発明は、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、第1ないし5発明に係る特許は、特許法29条2項の規定に違反してなされたものであり、無効とすべきものであるとした。

(1) 引用刊行物

- ① 引用例1(審判甲1の1及び2,本訴甲5の1及び2):米国特許第3,489,360号明細書
 - ② 引用例2(審判甲4,本訴甲8):特開平5-24740号公報

(2) 引用例1に記載された発明(以下「引用発明」という。)

「ボビン(B) 用の緊締装置とトラバース装置と、前記の緊締装置とトラバース装置との間に配置されている駆動円筒(4)とからそれぞれなる巻成部を備え、しかも前記トラバース装置が、伝動装置によって連結された2つの互いに逆向きに駆動可能な糸ガイド(t1,t2)を備え、前記の両糸ガイド(t1,t2)が、プロペラ状に配置された2枚の羽根をそれぞれ有し、かつ、前記の一方の糸ガイド t 1の羽根が下位回転平面内で回転し、また他方の糸ガイド t 2の羽根が、前記下位回転平面より上方に短い間隔をおいて位置している上位回転平面内で回転し、トラバース運動の両反転点間に有効ストローク長が存在し、トラバース運動三角形の平面が反転点において、前記回転平面に対して角度を形成している形式のワインダであって、一方の反転点での糸ガイド t 1と駆動円筒(4)との距離 D 1と他方の反転点での糸ガイド t 2と駆動円筒(4)との距離 D 2とが等しくなるようにした発明」

(3) 第1発明について ア 引用発明との対比

(7) 一致点

「パッケージ管用の緊締装置とトラバース装置と、前記の緊締装置とトラバース装置との間に配置されている接触ローラとからそれぞれなる巻成部を備え、しかも前記トラバース装置が、伝動装置によって連結された2つの互いに逆向きに駆動可能なロータを備え、前記の両ロータが、プロペラ状に配置された少なくとも2枚の羽根をそれぞれ有し、かつ、前記の一方のロータの羽根が下位回転平面内で回転し、また他方のロータの羽根が、前記下位回転平面より上方に短い間隔 d をおいて位置している上位回転平面内で回転し、トラバース運動の両反転点間に間隔Hが存在し、トラバース運動三角形の平面が反転点において、前記回転平面に対して角度 α を形成している形式のワインダである点。」

(イ) 相違点

① 相違点 1

「第1発明においては、両回転平面の上り勾配角度 β が、 $O<\beta<2$ arctan (d \angle H・sin α) の式を満たすように設定されているのに対し、引用発明においては、両回転平面の上り勾配角度 β は、 β = arctan (d \angle H・sin α) で定義される角度である点。」

② 相違点 2

「第1発明においては、巻成部は少なくとも3つからなり、隣り合う巻成部のロータの回転平面が交差するように配置するとともに、一方の巻成部の下位回転平面が、前記他方の巻成部の回転平面間に位置し、かつ前記他方の巻成部の上位回転平面が、一方の巻成部の回転平面間に位置しており、かつ回転平面が、全ての羽根を

互いに独立して回転させ得るような間隔をおいて配置されているものであるのに対し、引用発明においては、巻成部は1つしかないので隣り合う場合の配置に関しては何ら触れられていない点。」

イ 相違点についての判断

(ア) 相違点1について

「第1発明において,両回転平面の上り勾配角度etaが,0<eta<2 arctan(d \angle

H·sinα)の式を満たすように設定することの意義を考察する。

以上の考察を踏まえれば、引用発明の場合は、両反転点におけるトラクト長さの差を零とし、製品間の品質のバラツキを全くなくそうとするものであるのに対し、第1発明の場合は、従来公知のものよりも引用発明のものに近づくようにトラクト長の差を(零の場合も含めて)より短くしようとするものであるといえる。

しかしながら、両反転点におけるトラクト長さの差が少なければ、パッケージ品質の不均一が少なくなることは引用例から容易に予測できることであるから、トラクト長さの差が従来のものより少ない範囲をとって、相違点1に係る構成のようにすることに格別の困難があったとは認められない。」

(イ) 相違点2について

ところで、引用例2には、複数の巻成部をコンパクトに配置するという課題を解決するために、ロータ平面を上下にずらして配置したり、隣接する羽根を噛み合い配置することが記載されている。

一すなわち、ロータの回転平面が交差するように二つ以上の巻成部を近接配置する場合には、一つのロータの回転平面を、隣接する巻成部のロータの回転平面と同一平面上に配置して羽根を噛み合い配置するか、あるいは、上下に異なった平面上に配置するかの二種の選択しかないが、これらは、引用例2に記載されるとおりである。

してみると,近接配置にあたり,引用例2に記載された技術事項に基づけば,一

つの巻成部の上下二つのロータの回転平面のいずれの回転面も、隣接する巻成部のロータの回転平面とは異なった平面に配置することは、必要に応じて適宜選択できる程度の事項であると認められる。そして、そうした選択を採用した場合、隣り合うトラバース装置間のトラクト長の長さに違いを小さくすべき必要があることを考慮すれば、隣接する上下の回転平面の間に一つの回転平面が位置するように配置することは当業者が容易に選択できたものと認められる。

よって、第1発明は、引用発明および引用例2に記載された技術事項から当業者が容易に発明できたものである。」

(4) 第2発明について

「第2発明は、第1発明を、さらに「各巻成部で回転平面間に直定規部材が配置されており、かつ両側で、回転円の範囲外で機械架台に固定された接合板を有する」と特定したものである。

ところで、引用例1には、本願発明のロータに相当する糸ガイド部材に糸が受け取られる前に糸はバー3上を滑ることが記載されており…、バー3は第2発明の直定規部材に相当する。してみると、第2発明において直定規部材を設けることは引用例1に記載されたものから当業者が容易に想到できたものである。また、直定規部材を固定する必要があることを考慮すれば、接合板を機械架台に固定することは容易に選択できる設計事項であり、糸の動きを邪魔しないようにその回転位置を回転円の範囲外に設けることは当然のことであり、この点にも格別のものはない。

よって、第2発明は、引用発明および引用例2に記載された技術事項から当業者が容易に発明できたものである。」

(5) 第3発明について

「第3発明は、第1発明又は第2発明を、さらに「個々の巻成部が別個の駆動装置を装備している」と特定したものである。

しかしながら、第1発明も第2発明も、互いに隣接する巻成部のロータの回転面が互いに異なった平面上にあって干渉しないことは明らかであるので、別個の駆動装置を用いても何ら問題が生じないことは当然のことである。してみると、この点にも格別のものはないというべきである。

よって、第3発明は、引用発明および引用例2に記載された技術事項から当業者 が容易に発明できたものである。」

(6) 第4発明について

「第4発明は、「 \cdots 0 $<\beta$ <2 \arctan 0 $(d/H \cdot \sin\alpha)$ を満たし、」までは第1発明と同じであり、隣接する巻成部の上位回転平面と下位回転平面の配置関係に関して第1発明と異なるものである。」

ア 引用発明との対比

(7) 一致点

「パッケージ管用の緊締装置とトラバース装置と、前記の緊締装置とトラバース装置との間に配置されている接触ローラとからそれぞれなる巻成部を備え、しかも前記トラバース装置が、伝動装置によって連結された2つの互いに逆向きに駆動可能なロータを備え、前記の両ロータが、プロペラ状に配置された少なくとも2枚の羽根をそれぞれ有し、かつ、前記の一方のロータの羽根が下位回転平面内で回転し、また他方のロータの羽根が、前記下位回転平面より上方に短い間隔 α を形成している上位回転平面内で回転し、トラバース運動の両反転点間に間隔日が存在し、トラバース運動三角形の平面が反転点において、前記回転平面に対して角度 α を形成している形式のワインダである点。」

(イ) 相違点

① 相違点1

「第4発明においては、両回転平面の上り勾配角度 β が、 $0<\beta<2$ arctan (d \angle H・sin α) の式を満たすように設定されているのに対し、引用発明においては、両回転平面の上り勾配角度 β は、 β = arctan (d \angle H・sin α) で定義される角度である点。」

② 相違点3

「第4発明においては、巻成部は少なくとも3つからなり、隣り合う巻成部のロータの回転平面が交差するように配置するとともに、一方の巻成部の下位回転平面の羽根が、他方の巻成部の上位回転平面の羽根と噛み合っているのに対し、引用発明においては、巻成部は1つしかないので隣り合う場合の配置に関しては何ら触れられていない点。」

イ 相違点についての判断

「相違点1については、すでに検討したので相違点3について検討する。

前述のように、複数のトラバース装置を配置するために、隣り合う巻成部のロータの回転平面が交差するようにトラバース装置を近接配置することは従来から広方でわれていることである。従来から近接配置されているトラバース装置はロータの回転平面が水平なもの(すなわち、βが零であるもの)であるのに対し、第4発明のものはロータの回転平面が傾斜しているものであるが、傾斜が設けられているかであるものでもないので、第4発明のものにおいて、少なくとも3つの巻成部を近接配置し、隣り合う巻成部のロータの回転平面が交差するように配置した点には格別のものがないというべきである。

ところで、引用例2には、回転平面が交差するように配置した場合、一つの巻成部のロータの二つの回転平面のうち、一つの回転平面は隣接する巻成部の回転平面とは同一平面上にならない位置に配置し、他の一つの回転平面は隣接する巻成部の回転平面と同一の平面上に配置したものが記載されている。

してみると、第4発明において、一方の巻成部の下位回転平面の羽根が、他方の 巻成部の上位回転平面の羽根と噛み合うように配置した点は、引用例2に記載され た事項から当業者が容易に想到できたものである。

よって、第4発明は、引用発明および引用例2に記載された技術事項から当業者が容易に発明できたものである。」

(7) 第5発明について

「第5発明は、「 \cdots O < β < 2 \arctan (d \angle H・ \sin α)を満たし、」までは第1発明と同じであり、隣接する巻成部の上位回転平面と下位回転平面の配置関係に関して第1発明と異なるものである。」

ア 引用発明との対比

(7) 一致点

「パッケージ管用の緊締装置とトラバース装置と、前記の緊締装置とトラバース装置との間に配置されている接触ローラとからそれぞれなる巻成部を備え、しかも前記トラバース装置が、伝動装置によって連結された2つの互いに逆向きに駆動可能なロータを備え、前記の両ロータが、プロペラ状に配置された少なくとも2枚の羽根をそれぞれ有し、かつ、前記の一方のロータの羽根が下位回転平面内で回転し、また他方のロータの羽根が、前記下位回転平面より上方に短い間隔 α を形成している上位回転平面内で回転し、トラバース運動の両反転点間に間隔日が存在し、トラバース運動三角形の平面が反転点において、前記回転平面に対して角度 α を形成している形式のワインダである点。」

(イ) 相違点

① 相違点 1

「第5発明においては、両回転平面の上り勾配角度 β が、 $O<\beta<2$ arctan (d \angle H・sin α) の式を満たすように設定されているのに対し、引用発明においては、両回転平面の上り勾配角度 β は、 β = arctan (d \angle H・sin α) で定義される角度である点。」

2 相違点 4

「第5発明においては、巻成部は少なくとも3つからなり、隣り合う巻成部のロータの回転平面が交差するように配置するとともに、一方の巻成部の下位回転平面が、前記他方の巻成部の上位回転平面よりも上方に位置し、かつ回転平面が、該回転平面内で回転する羽根を互いに独立して回転させ得るような間隔をおいて配置されているのに対し、引用発明においては、巻成部は1つしかないので隣り合う場合の配置に関しては何ら触れられていない点。」

イ 相違点についての判断

「相違点 1 については、すでに検討したので相違点 4 について検討する。複数のトラバース装置を配置するために、隣り合う巻成部のロータの回転平面が交差するようにトラバース装置を近接配置することは従来から広く行われているとである。従来から近接配置されているトラバース装置はロータの回転平面が水平なもの(すなわち、βが零であるもの)であるのに対し、第5発明のものはロータの回転平面が傾斜しているものであるが、傾斜が設けられているか否かによって隣り合う巻成部ロータの回転平面が交差するような近接配置が困難となるものでもないので、第5発明のものにおいて、少なくとも3つの巻成部を近接配置し、隣り合う巻成部のロータの回転平面が交差するように配置した点には格別のものがないというべきである。

ところで、引用例2には、複数の巻成部をコンパクトに配置するという課題を解決するために、ロータ平面を上下にずらして配置したり、隣接する羽根を噛み合い配置することが記載されている。

すなわち、ロータの回転平面が交差するように二つ以上の巻成部を近接配置する場合には、一つのロータの回転平面を、隣接する巻成部のロータの回転平面と同一平面上に配置して羽根を噛み合い配置するか、あるいは、上下に異なった平面上に配置するかの二種の選択しかないが、これらは、引用例2に記載されるとおりである。

してみると、近接配置にあたり、引用例2に記載された技術事項に基づけば、一つの巻成部の上下二つのロータの回転平面のいずれの回転平面も、隣接する巻成部のロータの回転平面とは異なった平面に配置することは、必要に応じて適宜選択できる程度の事項であると認められる。よって、第5発明において、一方の巻成部の下位回転平面が、前記他方の巻成部の上位回転平面よりも上方に位置するように配置した点に格別のものがあるとは認められない。

そして、第3発明についての項で述べたように、隣接する巻成部のロータの回転 平面が互いに同一平面上にないのであるから、回転する羽根を互いに独立して回転 できるようにした点にも格別のものはない。

よって、第5発明は、引用発明および引用例2に記載された技術事項から当業者 が容易に発明できたものである。」

(8) 結論

「以上のとおりであるから、第1ないし第5発明は、甲第1号証の1(判決注:本訴甲5の1)および甲第4号証(判決注:本訴甲8)に記載されたものから当業者が容易に発明をすることができたものであるから、本件請求項1ないし5に係る発明の特許は、特許法29条2項の規定に違反してなされたものであり、同法123条に該当し、無効とすべきものである。」

第3 原告の主張の要点

審決は、第1発明について相違点2の認定及びその判断を誤り、第4発明について相違点3の認定及びその判断を誤り、第5発明について相違点4の認定及びその判断を誤った結果、第1ないし第5発明(第2、第3発明は第1又は第2発明を前提とする発明)の進歩性を誤って否定したものであるから、違法として取り消されるべきである。

1 第1発明について

(1) 相違点2の認定の誤り

審決は、第1発明と引用発明との相違点2を前記のとおり認定したが、誤りである。

本件特許の特許請求の範囲請求項1の記載によれば、第1発明は、少なくとも3つの巻成部を備えるとともに、隣り合った巻成部のロータの回転円が互いに交差している形式のワインダであって、一方の巻成部における回転平面とトラバース運動三角形の平面との交線が、隣接した他方の巻成部の方へ向かって上り勾配をなすころの、当該一方の巻成部の上位回転平面が、当該他方の巻成部の回転平面間に位置し、当該他方の巻成部の上位回転平面が、当該他方の巻成部の回転平面間に位置し、かつ回転平面が、全ての羽根を互いに独立して回転させ得るような間隔をの口配置されているワインダである。すなわち、第1発明は、隣り合った巻成部の回転円を互いに交差させる際に、巻成部における回転平面とトラバース運動関係を特定しているのであるが、審決認定の相違点2には、前記勾配の方で、関係を特定しているのであるが、審決認定の相違点2には、前記勾配の方で、決の相違点2の認定は誤りである。

(2) 相違点2の進歩性判断の誤り

審決は、相違点2を誤って認定した上で、相違点2に係る構成は当業者が容易に 発明できたものであると結論付けている。

しかしながら、例えば、引用例2(甲8)に記載されているような従来のワインダは、巻成部における回転平面(第1の平面S1、第2の平面S2、第3の平面S3)が、タッチローラ又はボビンの軸線に対して平行に配置されていることを前提として、巻成部の回転平面が交差するように巻成部を隣接配置したものである。これに対し、引用発明及び第1発明では、巻成部の回転平面をタッチローラ又はボビンの軸線に対して傾斜させている。引用例2記載の発明においてかかる構成をとる

と、隣接する巻成部間ではトラクト長さに著しい差異が発生してしまい、もはや許容できるパッケージ構造の品質を得ることができなくなる。したがって、引用例2に記載されたワインダにおいて、各トラバース装置を傾斜させることは当業者の技術常識に反する。

また、審決は、引用例2に言及しつつ、巻成部の回転平面が交差するように2つ以上の巻成部を近接配置する場合、一つの巻成部の回転平面を、隣接する巻成部の回転平面と同一平面上にするか、あるいは異なった平面上にするかの2つには異なった平面のいずれの回転平面とも関係であるとは異なる平面に配置することは必要に応じて適宜選択の事項であるとする。しかしながら、引用例2には、隣接する巻成部における2の水平な平面(第1の平面S1、第2の平面S2、第3の平面S前、特定の3つの水平な平面(第1の平面S1、第2の平面S2、第3の平面が、他方の巻成部の2つの回転平面とは異なるにおける2つの回転平面のいずもが、他方の巻成部の2つの回転平面とは異なるにおける2つの回転であるとが、第1発明のように、隣接する一方の巻成部における2つの回転であるですが、他方の巻成部の2つの回転平面とは異なるにおける2、第1の平面S1、第2の平面S3)の相互間隔をできる限り狭くするという発想が生ずるにままない。

したがって、当業者であれば、引用発明及び引用例2記載の技術事項に基づき、 相違点2に係る構成を容易に発明することができるとした審決の結論は、誤りである。

2 第2発明について

第2発明は、第1発明に「各巻成部で回転平面間に直定規部材が配置されており、かつ両側で、回転円の範囲外で機械架台に固定された接合板を有している」との限定を加えたにすぎないのであるから、第1発明と同様の理由により、審決の認定判断は誤りである。

3 第3発明について

第3発明は、第1発明又は第2発明に「個々の巻成部が、別個の駆動装置を装備している」との限定を加えたにすぎないのであるから、第1発明と同様の理由により、審決の認定判断は誤りである。

4 第4発明について

(1) 相違点3の認定の誤り

審決は、第4発明と引用発明との相違点3を前記のとおり認定したが、第4発明は、一方の巻成部の下位回転平面の羽根が、他方の巻成部の上位回転平面の羽根と噛み合っている点で第1発明と異なるのみであり、第1発明の場合と同様の理由から、審決の相違点3の認定は誤りである。

(2) 相違点3の進歩性判断の誤り

審決は、相違点3を誤って認定した上で、相違点3に係る構成は当業者が容易に 発明できたものであると結論付けている。

しかしながら、巻成部の回転平面が交差するように巻成部を隣接して配置した周知のワインダは、巻成部の回転平面が水平であるものに限定されており、引用発明のように巻成部の回転平面を傾斜させたならば、トラバース装置とタッチローラの間隔は、隣接するトラバース装置間で連続的に変化し、それに伴ってトラクト長さも隣接するトラバース装置間で次第に変化するためにもはや許容できる品質のパッケージ構造を得ることができなくなるという問題が必然的に生じる。

また、引用例2には、隣り合うトラバース装置のうち、一方のトラバース装置の第1のロータ(トラバースブレード)と他方のトラバース装置の第2のロータ(トラバースブレード)とを同一の平面内で回転させるとともに、上記一方のトラバース装置の第1のロータ(トラバースブレード)及び上記他方のトラバース装置の第1のロータ(トラバースブレード)を、上記平面を間にして回転軸芯方向に偏位した第2及び第3の平面内でそれぞれ回転させるように配置する構成が開示されているにすず、巻成部の回転平面は3つの平面に限定されている。したがって、引用例2記載の発明において各トラバース装置ごとに形成されるパッケージの巻姿をほぼ同ーにするためには、この3つの平面を水平にしなければならない。

以上によれば、巻成部の回転平面が水平であることを前提とした引用例2記載の技術事項を、巻成部の回転平面が傾斜している形式の引用発明に適用することについては阻害要因があるというべきであり、引用発明及び引用例2に記載された技術事項に基づき、第4発明の相違点3に係る構成を容易に発明することができるとし

た審決の判断は、誤りである。 5 第5発明について

相違点4の認定の誤り

審決は,第5発明と引用発明との相違点4を前記のとおり認定したが,第5発明 は、一方の巻成部の下位回転平面が、上記他方の巻成部の上位回転平面よりも上方 に位置している点で第1発明と異なるのみであり、第1発明の場合と同様の理由か ら、審決の相違点4の認定は誤りである。

相違点4の進歩性判断の誤り

審決は、相違点4を誤って認定した上で、相違点4に係る構成は当業者が容易に 発明できたものであると判断しているが、第1発明の場合と同様の理由から、審決 の判断は誤りである。

結論 6

第1ないし第5発明は,引用例1及び引用例2に記載された技術事項から当業者 が容易に発明することができたものであるとした審決の判断は、誤りである。

第 4 被告の主張の要点

- 第1発明について 1
- 相違点2の認定の誤りに対して (1)

審決における第1発明と引用発明との相違点2の認定に誤りはない。

相違点2の進歩性判断の誤りに対して

引用例1には,巻成部の回転平面をタッチローラ又はボビンの軸線に対して傾斜 させ、両反転点におけるトラクト長さの差を少なくすることによりパッケージ品質の不均一をなくすための技術が開示されている。複数の巻成部を並列配置する場合 には,各巻成部の回転平面を引用例1と同様に傾斜させることにより,各巻成部に おけるトラクト長さの差を少なくするとともに、各巻成部間のトラクト長さの差を 少なくし、品質の不均衡を少なくできることは、当業者に明らかである。

巻成部の回転平面が交差するよう2つ以上の巻成部を近接配置する際 方の巻成部の回転平面と隣接する他方の巻成部の回転平面との位置関係は、上記一 方の巻成部の回転平面を、隣接する他方の巻成部の回転平面と同一平面上に配置す るか、あるいは、異なる平面上に配置するかの二種の選択しかないことは、審決の 説示するとおりである。そうすると、2つ以上の巻成部を近接配置するに当たり -方の巻成部の上下二つの回転平面のいずれの回転平面も、隣接する他方の巻成部 の回転平面とは異なる平面に配置することは、必要に応じて適宜選択できる程度の 事項である。そして、その場合に、隣り合う巻成部間のトラクト長さの違いを小さ くするため、隣接する巻成部の上下の回転平面の間に一つの回転平面が位置するよ うに配置することも、当業者が容易に発明できる事項である。

したがって、相違点2に係る構成について進歩性を否定した審決の判断に誤りは ない。

第2発明について

第1発明をさらに特定した第2発明について,引用発明及び引用例2に記載され た技術事項から当業者が容易に発明できたとする審決の判断は、正当である。

第3発明について

第1又は第2発明をさらに特定した第3発明について,引用発明及び引用例2に 記載された技術事項から当業者が容易に発明できたとする審決の判断は、正当であ る。

4 第4発明について

相違点3の認定の誤りに対して

審決における第4発明と引用発明との相違点3の認定に誤りはない。

相違点3の進歩性判断の誤りに対して

第1発明に係る相違点2と同様の理由から,第4発明における,一方の巻成部の 下位回転平面の羽根が,他方の巻成部の上位回転平面の羽根と噛み合うように配置 された構成は、引用発明及び引用例2記載の技術事項から当業者が容易に発明でき たものである。

- 第5発明について 5
- 相違点4の認定の誤りに対して

審決における第5発明と引用発明との相違点4の認定に誤りはない。

(2) 相違点4の進歩性判断の誤りに対して

第1発明に係る相違点2と同様の理由から、第5発明における、一方の巻成部の

下位回転平面の羽根が、他方の巻成部の上位回転平面よりも上方に位置するように配置された構成は、引用発明及び引用例2記載の技術事項から当業者が容易に発明できたものである。

6 結論

第1ないし第5発明は、引用例1及び引用例2に記載された技術事項から当業者が容易に発明することができたものであるとした審決の判断に誤りはない。

第5 当裁判所の判断

1 第1, 第4及び第5発明について

審決は、前記のとおり、引用発明との相違点を、第1発明につき相違点2、第4発明につき相違点3、第5発明につき相違点4(以下、これらの相違点を各発明との関係を挙示しないで単に「相違点2」などという。)と認定した上、その各相違点について判断し、上記各発明は進歩性がないと判断したのであるが、原告はその認定及び判断の誤りを主張する。これらの相違点の認定判断は基本的なところで共通したものを含むので、以下一括して検討する。

(1) 相違点2ないし4の認定の誤りについて

審決は、前記のとおり、相違点2ないし4を認定しているところ、原告は、これらの相違点において、隣接する各巻成部の回転平面相互の配置関係が、巻成部の回転平面とトラバース運動三角形の平面との交線が傾斜する方向と関連付けて特定されていないのであるから、審決の同認定は誤りであると主張する。

確かに、本件特許の特許請求の範囲請求項1に「他方の巻成部(B)の方へ向かって上り勾配をなすところの、一方の巻成部(A)」と記載されているように、請求項1、4、5においては、上り勾配の上側に位置する「他方の巻成部」の回転平面と下側に位置する「一方の巻成部」の回転平面の位置関係が特定されているのに対し、審決が認定した相違点2ないし4においては、勾配方向に関連して「一方の巻成部」と「他方の巻成部」の位置関係は記載されていないので、相違点2ないし4に記載された「一方の巻成部」の回転平面と「他方の巻成部」の回転平面との位置関係は、必ずしも明確ではない。

しかしながら、審決は、請求項1、4、5に記載された構成を前提として相違点2ないし4を認定していると考えるのが自然であり、相違点2ないし4についての審決の判断内容にも照らせば、相違点2ないし4における「一方の巻成部」「他方の巻成部」は、それぞれ請求項1、4、5の「一方の巻成部」「他方の巻成部」「他方の巻成部」に向かって上り勾配をないし4の「一方の巻成部」の回転平面は「他方の巻成部」に向かって上り勾配をなしていることが前提となっているということができる。したがって、相違点2ないし4の認定が、隣接する各巻成部の回転平面相互間の位置関係が上記勾配方向に関連付けて特定されていないため誤りであるとの原告主張は、採用することができない。

(2) 相違点2ないし4の判断の誤り

審決は、相違点2ないし4に係る構成は、引用発明及び引用例2に記載された技術事項から、いずれも当業者が容易に想到することができたものであると判断した。

これに対し、原告は、「引用例2のような周知のワインダは、巻成部の回転平面がガイドローラ又はボビンの軸線に対して平行に配置されており、これを、引用発明のように巻成部の回転平面がガイドローラ又はボビンの軸線に対して傾斜しているワインダに適用しても、隣接する巻成部間でトラクト長さに著しい差異が発生してしまうのであるから、周知のワインダを引用発明に適用することについては阻害事由がある」旨の主張をする。

なるほど、引用例2に記載された発明では、隣接する巻成部の回転平面がいずれ もガイドローラ又はボビンの軸線に対して平行に配置されていると認められ、これ を、各巻成部の回転平面相互間の位置関係を変えずにそのまま引用発明に適用した 場合には、各巻成部間のトラクト長さに著しい差異が生じると考えられる。

場合には、各巻成部間のトラクト長さに著しい差異が生じると考えられる。 しかしながら、本件発明及び引用発明に係るワインダにおいて、巻成部の回転平面とトラバース運動三角形の平面との交線が、水平線に対し角度 β を形成しており、角度 β が一定の関係式を満たすように構成されている技術的な意義は、審決も説示するように、「接触ローラの軸線に対して回転平面を傾斜する(すなわち、 β の角度をつける)ことによって、トラクト長さの差をなるべく短くしようとする」ことにある。また、羽根型トラバース装置を有するワインダは、トラバース装置が巻取幅よりも左右に張り出す構造であるために、隣接する巻成部の回転平面が交差する ようにトラバース装置を配置することにより、横方向にコンパクトにすることも周知の技術課題である。以上の技術課題については、原告も争うところではない。 そうすると、巻成部の回転平面がガイドローラスはボビンの軸線に対して平行に

配置されている従来のワインダを、引用発明のように、巻成部の回転平面がガイド ローラ又はボビンの軸線に対して傾斜しているワインダに適用する場合 インダの各巻成部相互の配置関係のまま回転平面を傾斜させたのでは隣接する巻成 部のトラクト長さに著しい差異が生じることは明らかであるから、当業者であれ ば、横方向のコンパクト化を図りつつ、トラクト長さの差をできるだけ小さくする との技術課題を念頭において、隣接する巻成部の配置を適宜工夫するのは当然とい うべきであり,そうすることについて阻害要因があるとは認められない。

巻成部の上下回転平面が交差するように2つ以上の巻成部を近接配置する場合。 方の巻成部の回転平面を他方の隣接する巻成部の回転平面と同一平面とするか、 あるいは異なる平面上にするかの2つに1つの選択しかないことは審決の説示する とおりである。より具体的には、隣接する巻成部の構成が同じであることを前提と すれば、①一方の巻成部の上下の回転平面の間に、他方の巻成部の上下いずれかの 回転平面が位置するように配置するか、②当該一方の巻成部の上下回転平面の上方 あるいは下方に当該他方の巻成部の上下回転平面が位置するように配置するか,③ 当該一方の巻成部の上下回転平面と当該他方の巻成部の上下回転平面の双方又はい ずれかが同一平面となるように配置するか,のいずれかの選択肢が存在し得ること となる。

上記選択肢のうち,一方の巻成部の回転平面が他方の巻成部に向かって上り勾配 を形成している場合において、個々の巻成部のトラバース装置の両端のトラクト長さの差を最小限にしつつ、巻成部間のトラクト長さの差についてもできるだけ小さ くするというワインダの周知の技術課題を満たすのは、①当該一方の巻成部の上下 当該他方の巻成部の上位回転平面を配置する構成(第1発明) 回転平面の間に, ②当該一方の巻成部の下位回転平面を、 当該他方の巻成部の上位回転平面と同一平 面上に配置する構成(第4発明)、③当該一方の巻成部の上下回転平面の下方に 当該他方の巻成部の上下回転平面がいずれも位置するように配置する構成(第5発 明)のいずれかであり、そのことは、当業者であれば容易に想到し得るというべき である。

引用例2の図4には,一方の巻成部の上位回転平面と隣接する他方の巻成部の下 位回転平面が同一平面上に位置し、当該一方の巻成部の下位回転平面と当該他方の 巻成部の上位回転平面が異なる平面上に位置するワインダが図示されている。 について、原告は、巻成部の回転平面は3つの平面に限定されており、 巻成部間の トラクト長さをほぼ同一にするにはこの3つの平面を水平にしなければならないな どと主張するが、一方の巻成部の上下回転平面と隣接する他方の巻成部の上下回転 平面を異なる平面に配置する場合に、3つの平面に限定されない(4つの平面をなし得る)ことは当然である。そして、各巻成部の上下回転平面とガイドローラ又はボビンの軸線と平行な公知のワインダを引用発明に適用し、巻成部の回転平面をガ イドローラ又はボビンの軸線に対し傾斜したワインダとすることについて阻害事由 があるとはいえないことは、前記判示のとおりである。

以上によれば、第1、第4及び第5発明について、相違点2ないし4に係る構成 は、引用発明及び引用例2記載の技術事項に基づき、当業者であれば容易に想到で きたものであるというべきである。

2 第2及び第3発明について 第2発明は、第1発明に「各巻成部(A,B)で回転平面(15A,16A;15B,16B)間に直定 規部材 (17A,18A)が配置されており、かつ両側で、回転円の範囲外で機械架台に固 定された接合板(33)を有している」との限定を加えたものであるところ,第1発明 当業者にとって容易に想到し得るものであることは、前記判示のとおりであ 第2発明において加えられた構成についても引用発明及び引用例2に記載され た技術事項から当業者が容易に想到できたと認められることは、審決の説示するとおりである。第2発明に関する審決の判断に誤りがあるとの原告主張は採用できな ۲١°

第3発明は,第1発明又は第2発明に「個々の巻成部(A,B)が,別個の駆動装置を 装備している」との限定を加えたものであるが,第1発明及び第2発明が,当業者 にとって容易に想到し得るものであることは、前記判示のとおりであり、第3発明 において加えられた構成についても引用発明及び引用例2に記載された技術事項か ら当業者が容易に想到できたと認められることは、審決の説示するとおりである。

以上のとおり、原告主張の審決取消事由はいずれも理由がないので、原告の請求は棄却されるべきである。

知的財産高等裁判所第4部

 裁判長裁判官
 塚 原 朋 一

 裁判官
 田 中 昌 利

 裁判官
 佐 藤 達 文